

令和 8 年度 大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度大分県港湾施設整備事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 8 年 9 月 3 日 提 出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

操 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
1 港湾施設整備事業費			千円 280,000
	1 港湾施設整備事業費		280,000
		港湾機能施設整備事業費	280,000